

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業所開設予定の方へ

1. サービス種類と指定月等について

- ・地域密着型サービス（介護予防含む）は、豊中市介護保険事業計画に基づき、整備数を見込んでいるため、事業所開設をお考えの際は、福祉部長寿社会政策課まで整備状況をお問い合わせください。なお、下表⑦⑧のサービスについては公募による整備となります。詳細は当市ホームページをご確認ください。
- ・サービスによっては、事業開設者、管理者及び計画作成担当者を配置するにあたり、必要な研修を受講していただく必要があるため、申請者が希望する月に指定をできない可能性があります。研修開催時期等を踏まえ、開設スケジュールを十分にご確認のうえ、手続きを進めていただきますようお願いいたします。

サービス種類	指定月
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6月1日 9月1日 12月1日 3月1日
②夜間対応型訪問介護	
③地域密着型通所介護	
④認知症対応型通所介護（介護予防含む）	
⑤小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	
⑥看護小規模多機能型居宅介護	
⑦認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
⑨地域密着型特定施設入居者生活介護	

2. 指定のスケジュール

事前相談	事前協議開始	事前協議終了	指定申請書類提出	現地確認
随時 （早めにご相談ください）	指定予定日の 3か月前まで	指定予定日の 2か月半前まで	指定予定日の 2か月半前まで	指定予定日の 2か月～1か月半前まで

例）指定予定日を6月1日にした場合

事前協議開始	事前協議終了	指定申請書類提出	現地確認
2月末まで	3月15日まで	3月15日まで	4月1日～4月15日まで

<注意点>

- ・上記については、最低限の目安となりますので、余裕を持って手続きを進めていただきますようお願いいたします。また、サービスの種類によっては、上記のスケジュールと異なりますので、当課にご相談ください。
- ・建設、改修が必要なサービスについては、必ず事前協議終了後に工事を着工してください。また、指定申請書類の提出時には、原則として、建設、改修工事終了後の事業所の写真が必要となりますので、ご注意ください。

3. 指定の流れ

①事前相談【事業者】

- ・担当に電話で予約の上来庁してください。
- ・ご相談の際、計画されているサービスの種類・提供内容のわかるもの、可能であれば建物の見取図や現況の写真をご持参ください。
- ・計画されているサービスの種類、提供内容等により、新規指定可能な時期が異なります。ご希望に沿えないこともありますので、早めにご相談ください。
- ・現在運営中の事業所の場合でも、運営法人が変更となる場合（グループ法人の吸収合併・分割等を含む）は、必ず事前にご相談ください。現在の運営状況、必要な届出等について確認させていただきます。

②事前協議予約【事業者】

- ・事前相談が完了しましたら、事前相談時にお伝えした時期に合わせて、各サービスの「事前協議予約票」をFAXでご提出ください。
- ・当課から事前協議の日程調整のご連絡をさせていただきます。
- ・建物の建築及び改修の工事期間により、事前協議開始時期は変動します。
- ・事前協議を進める中で、予定された物件で事業所の開設ができない場合があります。事前協議が終了するまでは、売買契約や賃貸借契約等を結ばないでおくことをお勧めします。

<通所・入所系サービスのみ>

- ・当市では事業所指定にあたり、建築部局及び消防部局（以下「両部局」という。）と連携しているため、ご提出いただいた「事前協議予約票」を元に、当課から両部局へ情報提供を行っております。スムーズに協議を行うために、当課からの情報提供終了後に、両部局と協議を行ってください（当課から情報提供終了後に事業者へご連絡させていただきます。）。
- ・情報提供前に両部局と協議をされた場合、建物によっては再度両部局との協議が必要なことがありますので、ご了承ください。
- ・既存建物を利用して事業所を設置予定であり、かつ、その使用面積が 200 ㎡以下である等により用途変更の手続きが不要な建物の場合、必要に応じて、建築部局が事前に現地確認を行うことがあります。

③事前協議開始【事業者・当市】

- ・指定予定日の3か月前までに協議を開始、2か月半前までに事前協議を終了してください。
- ・各サービスの「事前協議 提出書類一覧表」に記載している書類を全てご提出ください。
- ・事業者で書類の控えを保管してください。
- ・書類の補正が必要な場合は、複数回協議を行う必要があります。

④事前協議終了・事前協議済証交付【当市】

- ・事前協議終了後に当市から事業者へ「事前協議済証」を発行します。
- ・「事前協議済証」を発行後に、契約及び着工を行ってください。
- ・原則として事前協議後に図面等を変更することは認められません。やむを得ず変更が必要な場合は、当課までご連絡ください。

⑤建築・改修【事業者】

- ・事前協議時から大きく工事期間が変更になる場合、当課までご連絡ください。

⑥指定申請書類提出【事業者】

- ・指定予定日の2か月半前（例：6月1日指定…3月15日）に、各サービスの「指定申請書類一覧表」に記載している書類を全て提出した場合は、直近の指定月の案件として指定申請書類を受領します。
※やむを得ない事由により、提出が間に合わない書類がある場合は、当課までご連絡ください。
- ・事業者で提出書類の控えを保管してください。
- ・提出された書類を当課で審査をし、必要に応じて補正をしていただきます。

⑦現地確認【事業者・当市】

- ・指定予定日の2か月～1か月半前に市職員が事業所を訪問し、設備等の確認を行います。
- ・可能な限り、事業開始と同じ設備・備品を整えてください。
- ・既存建物を利用して事業所を設置し、かつ、その使用面積が200㎡以下である等により用途変更の手続きが不要な建物の場合、建築部局と合同で現地確認を行います。

⑧地域密着型サービス運営検討部会【当市】

- ・指定月の前月（5月、8月、11月、2月）の月上旬に開催します。
- ・当部会で意見聴取した結果、改善が必要な場合があります。
※事業者の出席は不要です。

⑨指定時研修・指定書交付【当市】

- ・指定月の前月20日前後に開催します。
- ・別途、当課から開催案内をお送りします。
- ・研修終了後に、指定書を交付します。
- ・指定書交付後でも、人員等の指定基準を満たさなくなった場合は、指定ができません。指定基準を満たしたことを確認後、直近の指定月での指定となります。

⑩事業開始（指定）【事業者】

- ・指定の有効期間は6年間です。当該有効期間を更新するには、更新申請が必要となります。

（担当）

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係
〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階
TEL：06-6858-2838 FAX：06-6858-3146